

その他

～ 顕著な災害を起こした自然現象の名称について ～

交通政策審議会 第27回気象分科会

平成30年7月2日

気象庁

現在の考え方について

顕著な災害を起こした自然現象の命名についての考え方

(平成16年3月15日 気象庁)

昨年(平成15年)9月、北海道で震度6弱を観測した地震が発生し「平成15年(2003年)十勝沖地震」と命名したが、これ以外にも5月及び7月に東北地方で震度6弱及び6強の地震が発生し、命名すべきではないかとの意見・指摘があった。

顕著な災害を起こした自然現象については、命名することにより共通の名称を使用して、過去に発生した大規模な災害における経験や貴重な教訓を後世代に伝承するとともに、防災関係機関等が災害発生後の応急、復旧活動を円滑に実施することが期待される。

以上をふまえた命名についての基本的な考え方は次項のとおり。

顕著な災害を起こした命名の考え方及び名称の付け方

地震 命名の考え方

- 1 地震の規模が大きい場合
陸域： M7.0以上(深さ100km以浅)かつ最大震度5弱以上
海域： M7.5以上(深さ100km以浅)、かつ、最大震度5弱以上または津波2m以上
- 2 顕著な被害(全壊100棟程度以上など)が起きた場合
- 3 群発地震で被害が大きかった場合等

名称の付け方

原則として、「元号(西暦年) + 地震情報に用いる地域名 + 地震」

豪雨 命名の考え方

顕著な被害(損壊家屋等1,000棟程度以上、浸水家屋10,000棟程度以上など)が起きた場合

名称の付け方

豪雨災害の場合は被害が広域にわたる場合が多いので、あらかじめ画一的に名称の付け方を定めることが難しいことから、被害の広がり等に応じてその都度適切に判断している。

【課題】

- ・豪雨と地震以外の自然現象について、名称を付ける考え方が明示されていない。
- ・顕著な災害をもたらした台風について、「平成〇年台風第〇号」では人々の記憶に残りにくく、伝承の観点からは好ましくない。
- ・豪雨について、局地的に甚大な災害が発生した際に、目安としている家屋被害数に到達しない場合がある。
また、目安としている家屋被害数に達していない状況で、総合的な判断により命名する場合、その根拠が明確でない。



「考え方」を再整理

考え方の再整理の方向性

- 気象庁は、顕著な災害を引き起こした地震及び火山現象並びに気象の現象について「名称」を定める。
- ※ 豪雨と地震以外の現象について、これまで名称を定めた例はあるものの、平成16年に整理した「考え方」には記載していなかった。
- 一方、現象の名称とは別に政府において災害の呼称が定められることや、地域において独自に災害やそれをもたらした現象の名称が通称として用いられることがある。伝承の観点からはこれらの名称も重要であり、気象庁も積極的に資料等に用いる。
- 名称を定める基準として、家屋被害数に加えて、人的被害等も考慮する。
- 名称は、できるだけ速やかに定める。
ただし、火山噴火など対象となる自然現象やその影響が長期間継続する場合には、後日定めることができる。

顕著な災害を起こした自然現象の名称について（案）

※下線は現在の考え方からの主な変更箇所

1 目的

顕著な災害を起こした自然現象について名称を定めることにより、防災関係機関等による災害発生後の応急・復旧活動の円滑化を図るとともに、当該災害における経験や貴重な教訓を後世に伝承することを期するものである。

また、各地域で独自に定められた災害やそれをもたらした自然現象の名称についても、後世への伝承の観点から利用し普及を図るものとする。

2 名称を定める基準及び付け方

自然現象に対して名称を定めるものとし、基準及び付け方は現象別に次のとおりとする。

(1) 気象（台風を除く）

豪雨以外の気象
現象も対象に追加

ア 名称を定める基準

顕著な被害（損壊家屋等1,000棟程度以上または浸水家屋10,000棟程度以上の家屋被害、相当の人的被害、特異な気象現象による被害など）が発生した場合

イ 名称の付け方

原則として、「元号年+月+顕著な被害が起きた地域名+現象名」とする。

ここで「現象名」とは、豪雨、豪雪、暴風、高潮等をいう。

ただし、次の点に留意する。

- ・地域名については、被害の広がり等に応じてその都度適切に判断する。
- ・豪雪については、被害が長期間にわたることが多いため冬期間全体を通した名称とする。

家屋被害以外に考慮していた
目安を明記（地震も同様）

豪雪については、従来からの
内部運用を明記

(2) 台風

台風も対象に追加

ア 名称を定める基準

顕著な被害（損壊家屋等1,000棟程度以上または浸水家屋10,000棟程度以上の家屋被害、相当の人的被害など）が発生し、かつ後世への伝承の観点から特に名称を定める必要があると認められる場合

イ 名称の付け方

原則として、「元号年+顕著な被害が起きた地域・河川名+台風」とする。

ここで「顕著な被害が起きた地域・河川名」とは、後世への伝承の観点に着目して最も適した都道府県名、市町村名、地域名、河川名等をいう。

顕著な災害を起こした自然現象の名称について（案）

※下線は現在の考え方からの主な変更箇所

(3) 地震

ア 名称を定める基準

震度観測網の充実による
事例の蓄積を踏まえ見直し

(ア) 地震の規模が大きい場合

陸域： M7.0以上（深さ100km以浅）かつ最大震度5強以上

海域： M7.5以上（深さ100km以浅）であり、かつ最大震度5強以上または津波の高さ2m以上

(イ) 顕著な被害が発生した場合（全壊家屋100棟程度以上の家屋被害、相当の人的被害など）

(ウ) 群発地震で被害が大きかった場合等

イ 名称の付け方

原則として、「元号年＋地震情報に用いる地域名＋地震」とする。

ただし、次の点に留意する。

・定めた名称は、一連の地震活動全体を指すものとする。

・アの基準を満たす地震が複数発生した場合には、原則として一連の地震活動が始まった時点の元号年を用いる。

(4) 火山

火山も対象に追加

ア 名称を定める基準

顕著な被害が発生した場合（相当の人的被害など）、または長期間にわたる避難生活等の影響があった場合

イ 名称の付け方

原則として、「元号年＋火山名＋噴火」とする。

元号を標準とする一方で、
西暦の使用も可能に

(5) 共通事項

名称を定める際に5の地域独自の名称がある場合には、それを考慮するものとする。

名称を文書等で使用する際、必要に応じて元号年に続いて括弧書きで西暦年を併記する、又は元号年を西暦年に置き換えることができる。

3 名称を定める時期

1の目的を達成するため、名称を定める基準を満たす場合、できるだけ速やかに名称を定めるものとする。

台風は翌出水期までに名称を定める

ただし、2(2)の規定による台風の名称は翌年の5月までに定めることを原則とし、災害発生後の応急活動の段階では台風番号を用いる。
火山噴火など対象となる自然現象やその影響が長期間継続する場合には、顕著な災害・現象等の推移に応じて後日、名称を定めることができる。

火山など長期に渡る現象は後日
名称を定められることを明確化

4 名称の公表

名称は長官が定めることとし、定めた場合には速やかに公表するものとする。

顕著な災害を起こした自然現象の名称について（案）

※下線は現在の考え方からの主な変更箇所

5 地域独自の名称の普及

地域毎に、地方公共団体等が顕著な災害やそれをもたらした自然現象について独自の名称を通称として用いることがある（例：7.13新潟豪雨、紀伊半島大水害等）。

地方公共団体等がこれら地域独自の名称を定めるにあたっては可能な限り協力するとともに、関連する資料等を作成する際には当該地域における後世への伝承の観点から当該名称を利用し、普及を図るものとする。

地域独自の名称についても普及を図る

6 参考

現象の名称とは別に、政府が災害の呼称を定めることがある（例：阪神・淡路大震災、東日本大震災）。

海外向けの資料等を作成する際には、台風番号に代わって台風委員会で定めた名前を使用することを原則とする。